

どうしよう、困った時のお助け GO !

子育て応援タクシー利用補助金



妊婦さんが陣痛時に利用するタクシー料金と、お子さんの具合が悪い時のタクシー利用が止むを得ない場合のタクシー料金を補助します。

対象者

村上市に住民票のある、以下に該当する方

- ①妊婦
- ②小学生以下の子ども（12歳に到達後、最初の3月31日まで）の保護者

補助内容

- ①妊婦の場合（陣痛時）

自宅または里帰り先から医療機関までの片道のタクシー料金を全額補助。1回の妊娠につき1回のみ、上限30,000円。

※ただし、本人のほかに運転ができる人がいるなど、タクシー利用以外に移動する手段がある場合を除きます。



- ②小学生以下の子どもの保護者の場合（子どもの具合が悪い時）

自宅または里帰り先から医療機関の間の片道もしくは往復のタクシー料金を半額補助。片道あたりの上限7,500円。

※ただし、保護者本人の他に運転できる人がいる場合や、子どもの介添人がいる場合を除きます。

申請方法

- ①タクシーを利用して領収書をもらう。
- ②申請に必要な以下のものを用意して窓口で申請する。

- ・申請書（申請窓口で取得できます）
- ・タクシー事業者が発行する領収書
- ・タクシー利用日に医療機関を受診したことを証明できるもの（医療機関が発行する領収書など）
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・母子健康手帳（妊婦の場合）



【申請窓口・問い合わせ先】 受付時間 8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

村上市役所 こども課 子育て福祉室 ☎0254-75-8939（直通）

荒川支所 地域振興課 地域福祉室 ☎0254-62-3104（直通）

神林支所 地域振興課 地域福祉室 ☎0254-66-6113（直通）

朝日支所 地域振興課 地域福祉室 ☎0254-72-6887（直通）

山北支所 地域振興課 地域福祉室 ☎0254-77-3113（直通）



こんなときはどうなるの？ Q&A



Q：住民票が東京都にあり、実家のある村上市で里帰り出産をしました。
補助対象になりますか？

A：補助対象になりません。あくまでも村上市に住民票がある人が対象です。
住所は村上市→実家のある都道府県で里帰り出産をする場合は対象になります。



Q：こどもが2人いて、うち1人が具合が悪くタクシーを利用しました。
私はこども2人を乗せて運転するのは心配なので、自宅にいる祖母
と4人でのタクシー利用です。補助対象になりますか？

A：補助対象になりません。祖母にこどもの面倒をみてもらい、自分で車を運
転して医療機関を受診することができる場合は、タクシーの利用が止むを得な
いとは言えません。

Q：補助の上限額はありますか？



A：あります。

妊婦の場合、1回の妊娠につき片道 30,000 円（補助率 10/10）が1回のみ。
小学生以下のこどもの保護者の場合、片道 7,500 円（補助率 1/2）で回数制限なし。
（例 1）妊婦が陣痛時に利用したタクシー料金の片道が 35,000 円の場合→30,000 円を補助
（例 2）こどもの具合が悪い時に利用したタクシー料金の片道が 18,000 円の場合、7,500 円を補助

Q：申請期限はありますか？

A：あります。

タクシーを利用してから 6 カ月以内に申請が必要です。

